

## 理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第35条の規定に基づき、理事会の運営に関し、必要な事項を定める。

(構成・運営)

第2条 理事会は、定款第31条及び第34条第1項に基づき、理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 理事会の議長は、定款第36条に基づき、出席した理事のうちから会長が指名し、会長が欠席の場合は、専務理事が職務を代行する。

3 理事会は、定款第37条に基づき、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

4 理事会の議事は、定款第38条第2項に基づき、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、定款第14条第6項第5号に基づき、理事会に出席し、意見を述べることができる。

6 理事会は、定款第42条に基づき、理事会の下に事業目的達成のために必要な委員会を置くことができる。

7 理事会は、電子メール等により審議を行うことができるものとする。

(審議事項)

第3条 理事会は、定款第32条各号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項を含む、特定非営利活動法人日本医学図書館協会の運営に関する重要事項全般を審議する。

(1) 定款及び規則類の制定・改廃に関すること。

(2) 理事の担当職務及び人数に関すること。

(3) 事業計画及び収支予算に関すること。

(4) 事業報告及び収支決算に関すること。

(5) 会員の除名に関すること。

(6) 入会金及び会費に関すること。

(7) 総会組織委員会に関すること。

(8) 総会の議決した事項及び運営に関すること。

(9) 名誉顧問及び会友に関すること。

(10) 事務局の組織及び運営に関すること。

(11) 役員の新補充に関すること。

(12) その他、事業目的達成のために必要な事項

(書面表決)

第4条 会議の書面表決等は、定款第39条の規定を準用する。

(議事録)

第5条 理事会の議事録及び電子メール等による審議録は、中央事務局が作成するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この規程の施行に伴い、理事会の運営に関する細則は廃止する。

(参考) 理事職務・人数・担当委員会(2022年度～2023年度)

職務名	人数	担当委員会
会長	1名	
専務理事	1名	総会組織委員会
総務会担当	専務+3名(兼務)	総務会 医書電子化検討ワーキンググループ 国際交流ワーキンググループ 著作権問題検討ワーキンググループ
財政担当	2名(総務会兼務)	
企画・広報担当	1名	企画・広報委員会 ホームページ担当ワーキンググループ 会員統計担当ワーキンググループ 重複雑誌交換担当ワーキンググループ 要覧担当ワーキンググループ
機関誌「医学図書館」 編集担当	1名	機関誌「医学図書館」編集委員会
出版担当	1名	出版委員会
雑誌担当	1名	学術情報コンソーシアム委員会
教育・研究担当	1名	教育・研究委員会 JMLA コア研修ワーキンググループ JMLA 学術集会ワーキンググループ E-ラーニング作成ワーキンググループ
医療・健康情報担当	1名	医療・健康情報委員会
認定資格運営担当	1名	認定資格運営委員会
受託事業担当	1名	受託事業委員会 診療ガイドラインワーキンググループ 診療ガイドラインワークショップワーキンググループ
協会賞・奨励賞選考担当	1名	協会賞・奨励賞選考委員会
国際交流担当	1名	国際交流委員会(現在は総務会子)
組織・制度担当	1名	組織・制度委員会
その他の臨時的職務	若干名	

注1 職務及び人数は、役員改選の都度、理事会が定める。

2 職務を兼務する場合がある。